

災害復旧工事に係る工事の現場代理人兼務要件緩和について

令和5年12月1日

美祢市総務企画部監理課

令和5年6月29日からの大雨により発生した災害復旧工事（以下「令和5年災」という。）を効率的かつ迅速に執行するため、「1 対象工事」を含む場合において、現場代理人の兼務要件を緩和します。

1 対象工事

美祢市において発注する令和5年災

2 緩和内容

4,000万円未満の工事について、対象工事を含む場合は、同一の現場代理人が5件まで兼務できることとする。

現場代理人

	対象工事を含む	現行
4,000万円未満工事の兼務要件	以下の要件をすべて満たす場合 a 3件以内（美祢市が発注する災害復旧工事を含む場合は <u>5</u> 件） b 各4,000万円未満 c 他発注機関兼務了承 d 連絡体制確保 e 兼務するいずれかの工事現場に常駐 f 兼務する工事現場が美祢市内	以下の要件をすべて満たす場合 a 3件以内（美祢市が発注する災害復旧工事を含む場合は <u>4</u> 件） b 各4,000万円未満 c 他発注機関兼務了承 d 連絡体制確保 e 兼務するいずれかの工事現場に常駐 f 兼務する工事現場が美祢市内